

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 知事指定薬物の指定
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 【公告】
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - " "
 - " "

医薬安全課
障害福祉課

建築指導課

" "

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 アダマンタンーイーイルーペンチルーイーインダゾルーイーカルボキシラート（通称名ACBL（N）ー〇一八）及びその塩類
- 2 ーイー（四ーエチルフェニル）ーイー（二ーメトキシベンジル）プロパンーイーアミン（通称名四ーEANBOMe）及びその塩類
- 3 二ー「（四ーブロモー二・五ージメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェノール（通称名二五BーNB0H、二CーBーNB0H、NB0Hー二CーB）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十九年十二月二十日から施行する。

◎岡山県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
はやぶさ薬局	玉野市田井5-3-22-5	H29.11.1

◎岡山県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
株式会社服部薬局上河原北店	津山市上河原232-15	H29.10.31
綾部内科医院	津山市上河原232-10	H29.11.11

◎岡山県告示第六百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社MAI N J E T	岡山市北区津島西坂2-4-60 (601)	ゆずりは薬局	新見市石蟹65-5	名称	株式会社Mainjet Corporation	株式会社MAINJET	H29.10.11
介護予防事業者	株式会社MAI N J E T	岡山市北区津島西坂2-4-60 (601)	ゆずりは薬局	新見市石蟹65-5	名称	株式会社Mainjet Corporation	株式会社MAINJET	H29.10.11

◎岡山県告示第六百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社服部薬局	津山市田町21-1	株式会社服部薬局上河原北店	津山市上河原232-15	H29.10.31
介護予防事業者	株式会社服部薬局	津山市田町21-1	株式会社服部薬局上河原北店	津山市上河原232-15	H29.10.31

〔五二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字中通八八〇一、八八〇二、八八〇五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

新見市高尾一九五九一ピアツアー〇五号室

土井田匡徳

三 許可番号

岡山県指令建指第二二一号

〔五二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字広坪一三六一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手四〇八―四

高橋 祐輔

三 許可番号

岡山県指令建指第二二三号

〔五二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区門前二四二―一アルバーダ・KⅢ一〇三号室

久保山 学

三 許可番号

岡山県指令建指第二二四号